

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 土地改良事業の施行認可

○ 道路の区域変更

○ 土砂災害警戒区域の指定の解除

○ 土砂災害警戒区域の指定

○ 土砂災害警戒区域等の指定

○ 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更

【公告】

○ 令和3年度職業訓練指導員試験の実施

○ 建設業の営業の停止命令

〃

【正誤】

○ 有害図書指定の正誤

耕地課

道路整備課

防災砂防課

〃

〃

会計課

労働雇用政策課

監理課

〃

男女共同参画青少年課

目次

担当課（室）

令和3年11月30日 岡山県公報 第12349号

◎岡山県告示第五百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和三年十一月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

足守土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

馬場

大木谷

中ノ窪

工 種

非補助土地改良（かんがい排水）事業

” ”

三 認可年月日

令和三年十一月十六日

令和3年11月30日 岡山県公報 第12349号

◎岡山県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年十一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四八二号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市蒜山上徳山字雨石九九四番二地先から	真庭市蒜山上徳山字井手ノ上九八二番一 地先まで	新	一〇・七 八三・三	一二七・五
真庭市蒜山上徳山字雨石九九四番二地先から	真庭市蒜山上徳山字井手ノ上九八二番一 地先まで	旧	九・八 一一・二	一二七・五

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大篠津山停車場線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
津山市靱保字池原四〇番一地先から	津山市靱保字若林三六八番一六地先まで	新	二三・〇 三三・五	一〇・六
津山市靱保字池原四〇番一地先から	津山市靱保字若林三六八番一六地先まで	旧	三五・〇 三八・〇	一〇・六

令和3年11月30日 岡山県公報 第12349号

◎岡山県告示第五百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、倉敷市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和三年十一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 指定を解除する区域

二〇二K浅原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K浅原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K浅原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K浅原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K浅原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K天城台〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K生坂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K五日市〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K五日市〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K五日市〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K浦田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K浦田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K浦田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K栗坂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K栗坂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K栗坂〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K酒津〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K酒津〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K酒津〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K酒津〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K酒津〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K笹沖〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K笹沖〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K笹沖〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K笹沖〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K笹沖〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K庄新町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K新田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K粒江〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K粒江〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K粒江〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K粒江〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K粒江〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K徳芳〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K徳芳〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K徳芳〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K徳芳〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K徳芳〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K鳥羽〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K鳥羽〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K鳥羽〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K鳥羽〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K鳥羽〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K中帯江〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K西坂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K西坂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K西坂〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K西坂〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K西坂〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K福井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和3年11月30日 岡山県公報 第12349号

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

二〇二K藤戸町天城〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K二日市〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K船倉町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K本町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K本町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K本町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K本町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K松島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K松島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K松島〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二D浅原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D浅原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D浅原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D生坂〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D生坂〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D生坂〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D酒津〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D酒津〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D粒江〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D粒江〇〇二	土石流	次の図のとおり

◎岡山県告示第五百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、岡山市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年十一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類

指定の区域

二〇一 J 菅野〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇一 J 畑結〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇一 J 畑結〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二〇一 J 御津北野〇〇一	地滑り	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年11月30日 岡山県公報 第12349号

◎岡山県告示第五百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、倉敷市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年十一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域
箇所番号

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類
指定の区域

二〇二K浅原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K浅原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K浅原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K浅原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K浅原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K浅原〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K天城台〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K生坂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K生坂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K生坂〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K生坂〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K五日市〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K五日市〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K五日市〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K浦田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K浦田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K浦田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K栗坂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K栗坂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K栗坂〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K酒津〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K笹沖〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K笹沖〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K笹沖〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K笹沖〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K庄新町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K粒江〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K徳芳〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K徳芳〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K鳥羽〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K中帯江〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K中帯江〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K西坂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K西坂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和3年11月30日 岡山県公報 第12349号

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

二〇二二	K	藤戸町	天城	〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二二	K	藤戸町	天城	〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二二	K	藤戸町	天城	〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二二	K	藤戸町	天城	〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二二	K	藤戸町	天城	〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二二	K	藤戸町	天城	〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二二	K	藤戸町	天城	〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二二	K	藤戸町	天城	〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二二	K	藤戸町	天城	〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二二	K	藤戸町	天城	〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二二	K	藤戸町	天城	〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二二	K	二日市		〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二二	K	船倉町		〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二二	K	本町		〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二二	K	本町		〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二二	K	本町		〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二二	K	松島		〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二二	K	松島		〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二二	D	浅原		〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二二	D	浅原		〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二二	D	浅原		〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二二	D	生坂		〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二二	D	生坂		〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二二	D	酒津		〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二二	D	粒江		〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二二	D	粒江		〇〇二	土石流	次の図のとおり

令和3年11月30日 岡山県公報 第12349号

◎岡山県告示第五百九十一号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、令和三年十一月二十二日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

令和三年十一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	大 阪 府 大 阪 市 中 央 区 博 労 町 三 一 二 一 八
名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	株 式 会 社 東 急 コ ミ ュ ニ テ ィ ー マ ン シ ョ ン 事 業 本 部 西 日 本 事 業 部 事 業 部 長 太 田 富 也	
変 更 後 の 売 り さ ば き 場 所	岡 山 市 北 区 磨 屋 町 一 〇 一 二	

〔五〇三〕職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、令和三年度職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

令和三年十一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験を実施する免許職種

1 学科試験（指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。）及び関連学科）を実施する免許職種

木工科

2 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）別表第十一の免許職種の欄に掲げる職種のうち、木工科を除いたもの

二 試験科目

試験科目は、次のとおりとする。

免許職種	学科試験の科目
木工科	<p>一 指導方法</p> <p>二 関連学科</p> <p>1 系基礎学科</p> <p>(1) 製図（現図画法 読図法）</p> <p>(2) 木材加工法（木材乾燥法 木材加工用機械 木材加工法）</p> <p>(3) 安全衛生（安全管理 衛生管理）</p> <p>2 専攻学科</p> <p>(1) 工作法（木製品 工作法 組立法 仕上法 加飾法 木材加工用機械 仕様及び積算）</p> <p>(2) 塗装法（塗装機器 塗装法）</p> <p>(3) 材料（木工用材料 接着剤 仕上用材料）</p>
一・二の免許職種	指導方法

三 受験資格

1 次のいずれにも該当する者は、試験を受けることができる。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 法第四十四条第一項の技能検定に合格した者

イ 規則第四十五条の二第二項及び第三項に規定する者

(2) 一の免許職種ごとに、次に該当する者

ア 木工科

規則第四十六条の規定により、免許職種に関し、実技試験の全部が免除になる者

イ 一・二の免許職種

免許職種に関し、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の全部が免除になる者

- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から二年を経過しない者
- 四 試験の免除
- 規則第四十六条の表の上欄に該当する者は、それぞれ同表の下欄に掲げる試験の免除を受けることができる。

五 試験の日時

- 1 一1の免許職種に係るもの

(1) 指導方法

令和四年二月三日（木曜日）午前十一時から正午まで

(2) 関連学科

令和四年二月三日（木曜日）午後一時三十分から午後三時三十分まで

- 2 一2の免許職種に係るもの

令和四年二月三日（木曜日）午前十一時から正午まで

六 試験場所

岡山県庁分庁舎共用会議室五〇七（岡山市中区古京町一丁目七番三六号）

七 受験申請手続

- 1 申請書類

(1) 受験申請書

(2) 履歴書

(3) 写真二枚（申請前六月以内に撮影した上半身、正面、無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもの。なお、写真の裏面には、氏名を記入すること。）

(4) 受験資格を証明する書類

(5) 試験の免除を受けようとする者は、その資格を証明する書類

- 2 申請書類の提出先

郵便番号 七〇三―八二七八

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

岡山県産業労働部労働雇用政策課

- 3 申請書類の提出方法及び受付期間

申請書類の提出は、郵送（簡易書留）によることとし、令和三年十二月六日（月曜日）から同月二十四日（金曜日）（同日の消印があるものまで有効とする。）まで受け付ける。

- 4 受験手数料

受験手数料として三千百円に相当する額の岡山県収入証紙を受験申請書に貼り付けること。

八 合否判定の基準

- 1 学科試験の指導方法並びに関連学科の系基礎学科及び専攻学科についてそれぞれ満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験の関連学科の系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

- 2 学科試験の指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1の場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

- 3 学科試験の関連学科の系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1の場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

九 合格発表の方法

令和四年二月十日（木曜日）に岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>）に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

十 その他

- 1 受験申請書は、岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページからダウンロードできる。なお、受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記し、百四十円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角形二号）を同封の上、申し込むこと。
- 2 この試験について不明な点は、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話〇八六一二二六―七三八七）に問い合わせること。

〔五〇四〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

令和三年十一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

令和三年十一月三十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号 株式会社アイコーポレーション

所在地 岡山市北区平野五九五番地一

代表者の氏名 蜂谷 学

許可番号 岡山県知事許可（特―二八）第二一一一二号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

2 期間

令和三年十二月十四日から同月二十日までの七日間

四 処分の原因となった事実

株式会社アイコーポレーションの元代表取締役は、同社の業務に関し、架空外注加工費を計上する方法により所得を秘匿した上、平成二十七年九月一日から平成二十八年八月三十一日、同年九月一日から平成二十九年八月三十一日及び同年九月一日から平成三十年八月三十一日までの事業年度について、内容虚偽の法人税及び地方法人税確定申告書を提出し、もって同社の法人税及び地方法人税を免れた。

これにより、令和三年九月十七日に岡山地方裁判所から、法人税法及び地方法人税法違反により、同社の元代表取締役は懲役一年六月、執行猶予三年、同社は罰金二百五十万円の判決を受け、それぞれその刑が確定した。

このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。

〔五〇五〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

令和三年十一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

令和三年十一月三十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号 株式会社蜂谷開発

所在地 岡山市北区平野五九五番地一

代表者の氏名 蜂谷 学

許可番号 岡山県知事許可（般・特一（二八）第一八〇六九号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

2 期間

令和三年十二月十四日から同月二十日までの七日間

四 処分の原因となった事実

株式会社蜂谷開発の元取締役は、同社の業務に関し、架空外注加工費を計上する方
法により所得を秘匿した上、平成二十六年八月一日から平成二十七年七月三十一日、
同年八月一日から平成二十八年七月三十一日、同年八月一日から平成二十九年七月三
十一日及び同年八月一日から平成三十年七月三十一日までの事業年度について、内容
虚偽の法人税及び地方法人税確定申告書を提出し、もって同社の法人税及び地方法人
税を免れた。

これにより、令和三年九月十七日に岡山地方裁判所から、法人税法及び地方法人税
法違反により、同社の元取締役は懲役一年六月、執行猶予三年、同社は罰金九百万円
の判決を受け、それぞれその刑が確定した。

このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。

〔二二〕令和三年十一月二日付け公布岡山県告示第五百四十五号（有害図書 の 指定）に誤りがあった。

行	誤	正
終わりがら六	実話ナックルズ GOLD Vol. 12	実話ナックルズ GOLD Vol. 22
終わりがら二	ラザアーズ VOL. 12	ラザアーズ VOL. 21